

日本靈異記古写本の比較に基づく 文末の助字「也」「矣」字の用法

鈴木 恵

- 一、はじめに
- 二、日本靈異記古写本に於ける「也」「矣」字の用法
- 三、和化漢文資料に於ける「也」「矣」字の用法
- 四、むすび

一、はじめに

日本靈異記古写本に主要五本が存することは、前輯拙稿（註）に於いて既に述べたことである。

この五本の内訳は、現存最古本で平安中期初頭の書写識語を持ち、爲に原撰本に極めて近い形態を止めていると考えられる興福寺本と、院政時代初期書写とされる来迎院本、及び鎌倉時代初期の書写とされる真福寺本、前田家本、国会図書館本（以下、国会本と略称する）である。従って、これら古写本の

書写年代には、三百年、或いはそれ以上の年代格差が存するわけであり、殊に興福寺本と後四者、又は後者内部に於いて、時代の推移に伴う漢字用法の変化に基づき、使用漢字に異同の存することが考えられる。

その一つは、前稿の「并」字と「竝」字との関係の如く、漢文訓読史上の訓法、用法の変化の影響である。しかし、日本靈異記が正格漢文に近似しながらも、一個の和化漢文として存在する上で、漢文訓読とはさして連動しない、和化漢文独自の用字法の時代の推移に伴う変化（私にこれを名付けるならば、和化漢文用字史）をも如実に反映することが予想される。

本稿は前稿を承け、この第二の観点に日本靈異記古写本間の異同を位置付けようとするものである。今回は数多の異同の中でも、和化漢文を解く鍵の一

「つたる助字のうち、文末の指定（断定）の助字「也」
「矣」字を取り上げ、文末の助字としての承接機能
を中心とした用法を、国語史的に考えてみたいと思
う。

分析の前に、両字に関する意味・用法の指掃を、
江戸時代の学者伊藤東涯の『助字考』と、岡白駒の
『助辞訳通』より抜き書きしてみる。

〔助字考〕

也 廣韻語助辞之終也。徐曰語之餘也。凡言也則氣出

口下而盡。盧曰是句意結絕處。〇意平

矣 說文語已詞也。徐曰矣者直疾今誠言矣。則出氣直

而疾。會意。〇柳宗元曰決辞也。〇盧曰句意結絕處。〇

意直。

〔助辞訳通〕

也 也ノ字ニ決断ノ辞アリ訓釋ノ辞アリ歴教ノ辞アリ

決断ノ辞トハ論語ニ亦不可行也。不知也。ノ

如キ是決スル辞ナリ。故ニ。也ノ字ヲ沃語ノ辞

ト云フ。訓釋ノ辞トハ孟子ニ仁者人也。義者宜

也。校者教也ノ如キ是訓釋ノ辞ナリ歴教ノ辞ト

ハ脩身也。尊賢也。親親也。敬大臣也ノ如キ。

矣 矣字モ亦決断ノ辞ナリ。也ノ字ニ比スレバ。也

ノ字ハ意平ニシテ緩ク、矣字ハ意直ニシテ急ナ

リ。キツトシタル意有リ。記然ヲ決スル有リ。
未然ヲ決スル有リ善則善矣。善盡矣ハ。已然ヲ
決シタルナリ諸候必不至矣ハ。至ラヌデ。ヌラ
ント。未然ヲ決スルナリ。

以上のように説かれている。これらの解説が、平
安時代の訓点資料の実態に基づいた帰納により得ら
れたものであるかどうかは疑問であるが、字義の指
標の一つとして考えることができよう。それによれ
ば、両字共に近似してはいるものの、総括して「矣
字の方により強意的要素が存すると理解される。

本研究の分析の方法は、その助字の表出位置、す
なわち文末、文中の区別、或いは地の文中、会話中
等の区別と、上接する漢字の品詞の異なりという分
類に従った。しかし、上接字は訓読した際の上接字
であり、必ずしも漢文中にて直前に位置する漢字の
品詞には限定されない。又、この場合の訓読とは読
添え訓を含まないものとした。

尚、本稿で取り扱う日本霊異記古写本、及び和化
漢文資料等は、次下のものを用いた。

- ① 興福寺本日本国現報善悪霊異記 覆製（昭九
年三月）便利堂

- ② 来迎院本日本霊異記 覆製（昭五十二年四月）

日本古典文學會

- ③ 眞福寺本日本靈異記 模刻（昭三十七年六月）
訓点語と訓点資料第2輯 小泉 道
- ④ 前田家本日本國靈異記下 覆製（昭六年十一月）前田有徳財団
- ⑤ 国立国会図書館蔵本日本靈異記上・中・下 原本
（昭五十二年十月の調査による）
- ⑥ 眞福寺本古事記 覆製（昭五十三年）樺楓社
- ⑦ 風土記 『日本古典文学大系』（昭五十二年）岩波書店
- ⑧ 日本書紀 『新訂増補国史大系』（昭四十九年）吉川弘文館
- ⑨ 貞信公記（昭三十一年）
- ⑩ 九曆（昭三十三年）
- ⑪ 御堂闕白記（昭二十七年）
- ⑫ 後二條師通記上（昭三十一年）
以上、『大日本古記録』岩波書店
- ⑬ 楊守敬旧蔵本将門記 覆製（昭三十年）貴重
古典籍刊行会
- ⑭ 眞福寺本将門記 覆製（大十三年）古典保存会
- ⑮ 高山寺本古往来 『高山寺本古往来表白集』
（昭四十七年）東京大学出版会

二、日本靈異記古写本に於ける「也」「矣」字の用法

先述の如く、日本靈異記古写本は書写年代に大きな差異があり、興福寺本が上巻のみの零巻、前田家本が巻のみの零巻のように、それらを等し並みに扱い得ない部分がある。従って、ここでは中・下巻に於ける比較と、上巻に於けるそれとを別個に行つた。すなわち、院政・鎌倉時代に於ける古写本間の異同を、平安時代と鎌倉時代の古写本との異同に当て嵌め、異同の方向を探らうとするものである。

尚、用例は中・下巻では来迎院本の本文を、上巻では興福寺本の本文を掲げることとを原則とした。そのため、後掲の口・二等は、それぞれの本文に基づいた分類である。又、古写本名は興福寺本が㊤、来迎院本が㊦、眞福寺本が㊧、前田家本が㊨、国会本が㊩という略号を用いてある。数字は漢数字が説話条教、算用数字がそれぞれの丁数、及び行数を示している。

A、中・下巻に於ける「也」「矣」字の用法

I、[「]也[」]字

イ、諸本共に「也」字であるもの

中・下巻に於ける「也」字百四十六例のうち、諸

本に共通して出現するものは百三十三例を数え、全体の九割強を占める。これらは、全例地の文中に見出され、何れも文末の指定の助字としての機能を示していると思ふことができる。

その内訳は、「名詞十也」型が中巻に三十一例、下巻に三十三例存す。

- (1) 田中真人廣虫女者讚岐國美貴郡大領外從六位上小
屋縣ミヤノ宮子足妻也ミヤノ（下廿六㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (2) 紀伊國名草郡人也ミヤノ（下卅㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (3) 塔是收三世諸佛舍利之寶藏也ミヤノ（下卅六㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）

の如き例である。「動詞十也」型は中巻に十五例、下巻に三十七例存し、

- (4) 長男焉養後六日ミヤノ宣卯時同處依向也ミヤノ（下廿五㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (5) 其村人等造私之寺故以爲字也ミヤノ（下廿八㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）

(6) 朝廷不言故大辨官取黃泉之專狀而繼置經廿年也ミヤノ（下卅五㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）

等がその例である。二つの型を比べると、「名詞十也」型の方が少数ではあるがやや多い。

この他に「形容詞十也」型が中巻に三例、下巻に四例

- (7) 唯負物微非分返ミヤノ作牛馬更役ミヤノ儻人故莫過微也ミヤノ（下廿六㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (8) 助詞十也ミヤノ型が中巻に五例、下巻に六例、
- (9) 然後不久召上令官而多磨郡小領所住也ミヤノ（下七㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）

見出され、「形容動詞十也」型が下巻に二例、次のように拾われる。

- (10) 便目開明知由故平也ミヤノ（下廿一㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (11) 又、先の「名詞十也」型には、説話末尾に示される定型化した表現（以下、定型表現と称す）、
- (12) 斯奇異之事也ミヤノ（中八㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (13) 是亦奇異之事也ミヤノ（下一㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (14) 是亦奇異之事也ミヤノ（下十七㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）

の三例が見られる。

口、諸本に異同があるもの

異同は、地の文中に十二例、歌謡中に一例のみ存し、特に前者では「動詞十也」型、及び「助詞十也」型として、

- (13) 自欽明天皇也後ミヤノ（中序㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）
- (14) 譬如擯之向依牽之避斥加也損滅除也滿益ミヤノ（中序㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）

の如き文中例が四例（一例は行字）存す。「也」字の

文中例は、来迎院本の序文にのみ拾われ、「之」字の誤写とも考えられる。「之」字の所々の検査に後方たい。又、文末例としては「名詞十世」型が、次下の如く下巻に五例ある。

- (16) 是奇^聖之事也(下五〇対五) 〇刻〇也〇欠
 - (17) 斯亦奇異之事也(下十九〇対二) 〇刻〇也〇欠
 - (18) 當慎信心應讚彼德不謗^聖 缺蒙大災故也(下廿〇対三) 〇刻〇也〇欠
 - (19) 斯事也(下廿三〇対五) 〇刻〇也〇欠
 - (20) 現報猶如是^聖 呪復生報也(下廿五〇対三) 〇也〇引〇欠
- このうち、(16)・(17)・(19)の用例は定型表現である。この他「助動詞十世」型では、
- (21) 父母聞之^聖 言^聖 嗔乎我愛子為汝所殺非他賊也(下廿七〇対七) 〇之〇ナシ〇欠
- 「形容詞十世」型では、
- (22) 寫^聖 養^聖 心^聖 厭^聖 世^聖 入^聖 山^聖 修^聖 法^聖 見^聖 聞^聖 之^聖 者^聖 无^聖 奇^聖 異^聖 也(下廿五〇対四) 〇刻〇也
- 歌謡中の一例は「動詞十世」型として、
- (23) 佐木多知伊奴留也(中二〇〇対ス) 〇ナシ
- がある。この歌謡末尾の例を除外すると、異同は総じて下巻に於いて拾われることになり、しかも(20)・(21)の用例以外は、真福寺本が「矣」字を用いるのに

対して、来迎院本・前田家本・国会本が「世」字を用いる、という関係として把握される。

II 「矣」字

ハ、諸本共に「矣」字であるもの

「矣」字は、中・下巻に於ける六十二例中の五十一例、つまりハ割強が共通する。その内訳は、地の文中に四十五例、会話中に六例見られ、何れも文末以外には現われない。又、「矣」字も「世」字同様、「名詞十矣」型、及び「動詞十矣」型がその殆どの割合を占める。

この字は、ほぼ文末の指定の助字としての機能を示すが、

(24) 於是奇異疑思若經短矣若函延矣(中六〇対六)

〇刻〇欠

(26) 宣應无報矣(中九〇対七) 〇刻

の如く、文末に於いて疑問の助字としての機能を示すものもあり、この点「世」字と異なる。

尚「動詞十矣」型の中で、中巻五例、下巻六例の計十一例に、先述の定型表現、

- (27) 先善方便見共悟道者其斯謂之矣(中二〇〇対ナ) 〇刻
- (28) 善惡因果經云今身燒煮鷄子死墮灰河地獄者斯謂之矣(中十〇対四) 〇刻

等が見受けられる。

二、諸本に異同があるもの

異同は、地の文中に九例、会話中に二例見え、全例文末に位置する。地の文中では「名詞十矣」型として次の三例がある。

- (27) 孟嘗之七善曾参之三異蓋斯意之矣(中序㊦㊧)
- (29) 庶掃地共生西方極樂頓菓同住天上寶堂者矣(下序㊨㊩)
- (31) 同海部郡濱中郷人矣(下廿五㊪㊫)

「動詞十矣」型としては

- (32) 其斯謂之矣(中九㊬㊭)
- (33) 无悟之虫猶受恩返報恩矣(中十二㊮㊯)
- (34) 其斯謂之矣(下四㊰㊱)
- (35) 其斯謂之矣(下十七㊲㊳)
- (36) 其斯謂之矣(下廿四㊴㊵)
- (37) 是慎信矣(下廿九㊶㊷)

の六例が拾われる。

会話に於ける二例も文末で「名詞十矣」型の

- (38) 是夢矣(若是回魂矣(下廿五㊸㊹))
- (39) 是找招罪地獄咎矣(下廿三㊺㊻)

疑問の文末の助字としての機能を示すものと考えられ、そこに前田家本が「歟」字を用いている理由があるように思う。又、(32)・(34)・(35)・(36)の四例は、定型表現と考えられ、(32)の真福寺本の「歟」字、(34)の同本の「歟矣」は、定型表現内の用字として、その表現意図にそぐわないものと思われる。

ここでの異同は、僅かではあるが、来迎院本・前田家本・国会本が「矣」字であるのに対して、真福寺本が「也」字という傾向を示している。

以上のように、日本霊異記中・下巻に於ける文末の助字「也」「矣」両字の用法を検討して来ると、説話末尾の常套句的定型表現に二つの型が存し、それに附帯する文末の助字にも二様を有することが判る。従って、この定型表現内での用字の解明が、全体の用字の解明の一助となるかと考えられる。

そのような観点に従って、今一度「是奇異之事十助字」と「其斯謂之十助字」の二型を検すると、前者は「也」字の分類を示した(イ)と(ロ)に、後者は「矣」字の分類である(エ)と(カ)に、恰も区別するかのよう

のように、各々一例ずつ見出される。(38)の用例は、

に於いては、名詞承接の助字は「也」字とし、動詞承接の助字は「矣」字とするという、明瞭な弁別が

為されているかのようである。この点、真福寺本に於ける承持状況は甚だ恣意的である。しかし、俄には承持による弁別として処理しかねる要素がある。

そこで、次に上巻に於ける検討を通して、これらの問題を考えてみたい。

B 上巻に於ける「せ」「矣」字の用法

先ず、「せ」字についてである。全百三例中、興福寺本と国会本の二本共に「せ」字であるものは八十五例であり、八割強が共通している。その内訳は、地の文中に六十六例、会話中に二十二例、注文中に五例で、やはり「名詞十せ」型が五十四例、「動詞十せ」型が二十八例であって、この二型が圧倒的多数を占める。

その機能も、総じて文末の指定の助字としての役割を担っているが、

(40) 於是諾薬師寺抄 藥師寺抄門景或熟 敝世人世方好鄙行 (上

序②9)

④也

の一例が文中例とも見られる。つまり、「つらつら世の人を見るに(或いは、見れば)」として、下に続くものと考えられるのである。しかし、これも「え」字との連関により捉える必要があるろう。

又、二本に異同があるものでも十八例が悉く文末

である。その異同は、地の文中の「名詞十せ」型(41) 蓋是觀音之分 信心至之(上十七②25) ④也

(42) 所以經云現在甘露未來鐵丸者其斯謂之矣(上卅②

49) ④也

の二例の他は、国会本にのみ「せ」字が存するための異同が七例と、同本に欠如するための異同が八例であって、「せ」字に関する限り、上巻には大きな異同は認められない。

但し、国会本に於いて、歌謡の末尾に

(43) 波呂可邇美江天伊爾師古由惠通(上二②5)

④也

の如く、「せ」字を添加する傾向が、来迎院本に類似することと、文中の「せ」字が皆無であるために、来迎院本の文中例を、ほぼ「え」字の誤写と定めることができることを指摘し得るに止まる。

しかし、地の文中の「名詞十せ」型

(44) 斯乃奇異之事也(上卅五②46) ④欠

の例は、興福寺本の定型表現にも「せ」字が存在することを示唆している。只、それはこの一例に過ぎない。

次に、「矣」字が二本共に出現するものは、全三十九例中三十二例である。このうち、地の文中の「名

詞十矣」型は三例存し、

(45) 是奇異之專矣 (上九〇 199) ㊦ 矣
の一例が定型表現である。又、「動詞十矣」型は二十一例で、

(46) 其斯謂之矣 (上十三〇 247) ㊦ 矣
の如き定型表現は、凡てこの(46)と同ニ表現にて八例を拾ふことが出来る。

二本に異同があるものでは、やはり地の文中の「名詞十矣」型に、

(47) 是日本國奇事矣 (上三〇 84) ㊦ 也

(48) 是奇異事矣 (上五〇 149) ㊦ 也

(49) 斯亦奇異事之矣 (上卅四 44) ㊦ 矣

の定型表現三例 (47) はこれに準ずるものとしたことが見られる。これらは、興福寺本の「矣」字と、国会本の「也」字との対立として把えることが出来る。

その他の異同は「也」字の場合と同様で、国会本に欠如するためのものが三例と、例外として、

(50) 罵長子曰呼矣我愛子為供所殺非他賊也 (上十二〇 236) ㊦ 呼乎哉

の一例が存するのみであり、大略、その異同は、定型表現に於ける「也」・「矣」字の關係に集約される。如上のことをまとめると、上巻に於いては「矣」

字の承接機能は、確かに用言に強く体言に弱いが、それが定型表現の場合には、体言(名詞)に承接しようとして「也」字ではなく、「矣」字を用いたと推定される。

この原因は、定型表現自体が、説話の締め括りとして強制的要素を所持する必要があることと、日本靈異記の表現意図を色濃く顕わしていると思われる「奇異」なる語との關係によるものと考えられる。従つて、(47)・(48)の用例は、当初興福寺本の如く「矣」字であつたものを、国会本が「也」字としたものとして理解できよう。つまり、(44)の興福寺本の「也」字の例は、当本の定型表現に於ける唯一の混用の可能性のあるものと考えられるわけであるが、これも亦後考に俟ちたい。

この上巻での結果は、そのまま中・下巻に於ける異同の解決の縮になる。すなわち、定型表現内にて、来迎院本が名詞・動詞の承接により「也」字と「矣」字とを弁別しているという規準は、それはそれとして存在していたかも知れないが、日本靈異記の院政鎌倉時代に於ける古写本凡てが「矣」字を「也」字にする様相を呈していると言える。

従つて、異同の方向は「矣」字から「也」字へで

あり、その事実ほし和化漢文に於ける文末の指定の助字が、大きく「矣」字から「也」字に移り変わって行くことを予想させている。

しかし、これらは定型表現内での帰納結果であるため、他の異同箇所にもそのまま敷衍され得るものではない。そこに、日本靈異記古写本の「也」、「矣」字全体としては未解決な部分を残したと思われるが、それらは、以後用例に即して検討を加えることにより明らかにして行きたいと思つてゐる。

次に、右の如き状況を裏付けるべく、他の和化漢文資料に於ける両字の用法をみてみたい。

三、和化漢文資料に於ける「也」「矣」字の用法

二に取り扱つた和化漢文資料は、次頁の(表1)に掲げたものである。すなわち、上代に於いては古事記、風土記、他に表には掲げてないが、正格漢文の日本書紀、平安中期から後期までを古記録の貞信公記、九層、御堂闌白記、後二條師通記で、これらが中心となる。

又、それとは別に、別種の文章の性格を有する、院政期の高山寺本古往来と、真福寺本、楊守敬旧蔵

本将門記を取り上げた。将門記の両字は、二本に於いたる異同が見受けられなかったため、その用字法は平安中期のものとして扱った。従つて、表には二本を合わせた形で掲げた。

但し、古事記、御堂闌白記は、特殊な用字法を有していると考えられるため、今後別資料での補訂を考へてゐる。

検討の順序は、先ず「也」字の様相を略述した後、「矣」字の検討を行った。「也」字に関しては、その承接の品詞に大きな差異は見られないため、「名詞十也」型、「動詞十也」型の数量比を中心にして述べることにし、用例も若干を掲げるに止めてある。

上段は地の文中、()内は会話中、[]内は注文中、
 (歌)付は歌謡中の用例数を示す。

ii 「せ」字には「世者」も含む。

A 和化漢文資料に於ける「せ」字の用法

上代資料の古事記に於いては、文末の助字として「名詞十世」型、「動詞十世」型が大勢を占めている。殊に後者は、前者が百二十三例に対し二百九十六例と、ほぼ三倍存し、「せ」字が名詞承接に傾いていないことを示している。

この他、「助動詞十世」型が九例、「形容詞十世」型が五例存し、「助詞十世」型として、歌謡中に、

(51) 美多通 布多和多良須 阿治志貴多迦比古泥能迦微曾也 (上 483)

の如き例が一例見える。又、次は文中例である。

(52) 答曰時々世住々世難爲取而不得 (中 655)

風土記に於いても、やはり「名詞十世」型、「動詞十世」型が多いが、その割合は前者が九十六例、後者が七十六例で大きな差異はない。その出現状況は国毎で異なり、常陸国・播磨国では名詞承接よりも動詞承接が多いのに対し、出雲国では名詞承接がやや上回り、豊後国ではそれが凡てとなっている。この差異は、国による文章の性格の相違と考えられる。

尚、当資料には文中例はその例を一例も見ないが、古事記同様、

(44) 阿波牟等 伊比志古波 多賀己等岐氣波 加彌尼

阿須波氣牟也 (常陸国、筑波郡)

(55) 志怒波羅能 志登比賣能古素 佐比登由母 爲禰

豆牟志太夜 伊幣爾久太佐牟也 (肥前国、松浦郡)

等の歌謡中の例が四例存す。

右の如く、上代の二資料には小異はあるが、承接の機能に関する限り、「動詞十世」型が「名詞十世」型との關係に於いて、後世のものより多出すると言えよう。

只、日本書紀では様相を異にする。
 (表 2) 日本書紀に於ける「せ」、「矣」字の用法

承 持 (せ)	1 名 詞		2 動 詞		承 持 (矣)
	え せ	世 せ	世 者	世 者	
世文	331 (23)	1	5	190	世文
会話	180 (2)	1	4	89	会話
注文中	125	1	1	71	注文中
歌謡					歌謡
矣	矣	矣	矣	矣	矣
26	26	26	3	57 (1)	26
23 (2)	23 (2)	23 (2)	2	93 (5)	23 (2)
				6	

等の附訓例が「名詞十世」型を中心にも多数存し、院政期頃の訓の状況が知られる。只、

(62) 事皆分明於此国郡也(250) (㊦甲 227 例)

(63) 為討遺敵等帶五千之兵發向於常陸国也(420) (㊦乙 215 例)

の如く、「ナリ」訓が「セ」字に附されないもの、或いは不説とするものも見受けられ、必ずしも定訓化しているとは断言できない。しかし、不説例は、確かに「用言十世」型に多いようである。

こうした状況は古記録に於いても同様で、

(64) 九日、節會儀如例、但未供御膳之前賜題、与年來例相違、是故實也(貞信公記、延喜七年九月九日)

(65) 廿三日、法住寺、是殿下建立道場也(九曆、天曆二年四月廿三日)

の如き「名詞十世」型は、貞信公記に二百二十四例、九曆に百七十三例見える。これに対し、「動詞十世」型は、

(66) 廿八日、駒引、依雨延也(貞信公記、延喜十年四月廿八日)

(67) 何無用意者、是權亮有相朝臣傳示也(九曆、天曆七年正月二日)

のような例として、貞信公記に百五十四例、九曆に

百二例表出する。

すなわち、これら二資料に於いては、「動詞十世」型が「名詞十世」型の七割程で、将門記の様相に近似する。

これに続く、平安後期の御堂関白記・後二條師通記では、「名詞十世」型が前者に七百九十八例、後者に八百二十二例見られ、「動詞十世」型は、それぞれ二百四十四例、二百六十六例見られ、名詞承接が動詞承接の三倍以上を有していることが判る。用例は、(68) 大弁等依或取文申云、可候と、是甚奇事也(御堂関白記、寛弘元年三月九日)

(69) 件床可大、而立小床、是失也(同右、長和元年十一月廿二日)

(70) 兼「殿御隨身武忠被下府、相撲間事也」(後二條師通記、応徳元年八月五日「傍書」)

(71) 山座主下使問也、返事可尋(同右、応徳三年九月十三日)

の如きものである。

これらにより、古記録内部に於いて「セ」字が次第に名詞との承接を強めて来ていることが看取される。尚、御堂関白記には「形容動詞十世」型が二例拾われ、又、古記録全体に亘って、

(72) 来月三日宜日也如何問、申云、彼日大福日也(御堂蘭白記、長和二年六月廿七日)

の如く、文中にあつて「ヤ」と訓まれると思われ、例も散見する。

次に文章の性格は異なるが、院政時代の高山寺本古往來では「名詞十世」型が六十六例、「動詞十世」型が二例というふうに、その關係に更に大きな開きが見られる。

前者は、

(73) 彼ノ恩約ノ御ノ手本ニ兩月ノ之間借シ給ハ被ハ(省尤王所望「セ」)

の如く附訓例は見えないが、全例「ナリ」と訓まれることが予想される。「動詞十世」型は

(74) 別様ナリト雖(毛)弊所ニ有ル者也(170)

のように不詭で「助動詞十世」型にも

(75) 「須(ラク)自(ラ)參候(ス)須(シ)巻(ル)拜(ム)ニ奉(ラ)ム(セ)」(392)

の如く、四例の不詭例が見える。

又、当資料には文中例として

(76) 速(カ)ニ此(ノ)趣(ヲ)以(テ)重(テ)仰(セ)遣(ハ)ス者(レ)ハ、國(宣)此(ノ)如(シ)ク云(ハ)セテ悉(シ)テ謹(シ)言(フ) (42) のような、副詞「マタ」が一例存す。

以上のように検討して来ると、文末の助字「セ」字は上代から院政時代に至るまで、その承接する品詞の種類は同じくしながらも、内部に於いては次第に名詞との承接を強めて行つたと推定される。そこに「セ」字と指定の助動詞「ナリ」との対応關係が密になつて行くことが、殊に将門記等の附訓例から推測されるのである。

この「セ」字と「ナリ」訓との対応關係に關しては、夙徳春日和男博士の御指摘がある。博士は、この対応は漢文訓詁の際文末にて両者が一致する頻度が高かつたことによるが、それはまだ訓の意識を持つて訓まれたなかつたとされ、文末の「セ」字にこの様な表意的定訓(ナリ)が意識され、国文脈に取り入れられたのは院政期(十二世紀初頭)以降のことであるらしいと述べられた。又「ゾ」と「ナリ」との相関に於いては、ホリが「ゾ」を圧倒することにより、広汎なる用途を獲得するに至つたとみされた。

更に「セ」字の訓統考「ナリ」の表記としての「セ」字に於いては、三宝絵詞の前田家本、関戸家本(東大寺切)、觀智院本の「セ」字と「ナリ」訓との關係からも、その対応關係が成立した時期を、平

や朝末おそくとも院政期前半と推測されている。

これらは、主として和文・和漢混着文での関係ではあるが、先述の和化漢文に於ける「セ」字の用法の変遷も、ある程度の連動として理解されるものであるう。

曰、和化漢文に於ける「矣」字の用法

上代資料の古事記に於いては、「名詞十矣」型、「動詞十矣」型、「形容詞十矣」型として、会話中の文末に次の五例が見出される。

- (77) 詔之汝命者所知高天原矣事依而賜也(上181)
- (78) 次詔之月讀命汝命者所知夜之食國矣事依也(上182)
- (79) 次詔建速須佐之男命汝命者所知海原矣事依也(上183)
- (80) 因吾聽坐而以爲天原自聞亦葦原中國皆聞矣(上251)
- (81) 爾海神自出見云此人者天津日高之御子虚空津日高矣(上600)

(77)・(78)・(79)の用例が命令表現であり、(80)・(81)の用例も強意的要素を含むと思われ、何れも字義に適用する法と見得る。

この他、文中にも六例存すが、(82)又離田之阿理溝者地矣阿多良斯登許曾(上229)の如く、凡て助詞「ヲ」である。

風土記に於いてもほぼ同様で、

(83) 于時 我姬之道 分爲八國 常陸國 居其一矣
(常陸國、總記)

(84) 俗諺 筑波峯之會 不得得財 兒女不爲矣(同右筑波郡)

等の「用言十矣」型の他、

(85) 在山岑神 伊知大神子 伊勢都比古命 伊勢都比賣命矣(播磨國、揖保郡)

のように、「名詞十矣」型が常陸國・出雲國・播磨國に見える。何れも、文末の指定の助字として強意的要素を持つ。又、古事記と同じく、助詞「ヲ」が出雲國の会話中に拾われる。

更に、正格漢文の日本書紀では、「形容動詞十矣」型、「副詞十矣」型が存すること、或いは文末の「動詞十矣」型が百五十八例、「名詞十矣」型が四十九例であり、前者が後者よりも多存すること等、和化漢文資料と小異はあるが、「名詞十矣」型が比較的多いことに於いては共通する性格を見せている。又、地の文中等よりも会話中に多出することも古事記に近いが、文中例として、

(86) 植安彦望之間彦國菑曰。何由矣汝興師來此。 (崇神天皇、十年)

等の、助詞「ヲ」ではない例が拾われる。

しかし、平安時代の将門記からは様相が変る。それは「せ」字の場合に通ずるものと考えられる。

すなわち、当資料には、
(87) 數十年或全十刻 (372)

の如く、「名詞十矣」型が一例存在するが、これは書写者の注記であり、疑問の助詞「カ」に充当するものと考えられる。従つて、大勢は十一例存す。

(88) 将門羅馬而知如風追攻矣 (87) (㊦甲53追攻矣) 等の「動詞十矣」型、及び三例の他の用言に承接するものである。上代に数多存した「名詞十矣」型は、これ以後例を見ないということになる。

又、(88)の例、或いは、
(89) 国司偏構郡司之无礼恣發兵杖押而入部矣 (412) (㊦甲27入部矣) 等に見られるように、院政時代頃には「矣」字は不詭と考えられる。

古記録には次のようにある。先ず貞信公記では、
(90) 十日、庚午、於法性寺奉供新造五大尊、山座主・覽怜・空慧・全覺・慧爲阿闍梨、但中臺壇有伴僧

四口、自余無矣、今夜宿寺、延長三年八月十日) の「形容詞十矣」型の一例の他、
(91) 廿五日、枇杷委狀返給、常平、祈雨等事、可早被

行之狀、令實頼朝臣奏、仍被行矣、(同五年六月廿五日)

(92) 先日及題曰人、今日七人也、但朝綱朝臣可進過狀之狀仰矣 (天慶八年十二月十四日)

の如き「助動詞十矣」型二例である。
九層は「動詞十矣」型が、
(93) 前例雨儀日令内堅、大舍人等昇八足立長樂門前、上達部者自其門昇之而参矣 (承平六年十二月十六日)

(94) 蓋是子失矣 (天慶元年九月七日)
(95) 仍召遣不入先日差文之参議師氏朝臣、師尹朝臣及班幣所参議庶明朝臣等、而補闕所矣 (同九年十二月廿八日)

の三例存し、「助動詞十矣」型と「形容詞十矣」型が、次のようにそれぞれ一例ずつ見える。

(96) 令昇立幣物於長樂門闕外矣 (天慶八年十二月廿日)
(97) 奏云、兼書設候於置物御札、臨于其時、給之如何、伊尹還來云、事宜矣 (天曆五年十月五日)

これら古記録二資料には「名詞十矣」型は現われず、従つて、同期の将門記の様相と相い呼応し、以後用言のみに承接するようになることを示していると思われ。

又、次期の御堂閣白記に「矣」字はなく、この現象は「也」字が当資料から増大する事実と連関するものと考えられるが、個人による用字意識の表われとして考慮する必要もある。

後二條師通記には、次の四例が見出される。

(98) 因准傍例、以倫光被拜任允等、申他官可、將令致奉公之節矣。(応徳三年正月廿八日)

(99) 圓仁在大唐國、傳法和尚之所付授也、亦有先師大師普所感得矣、夫如來應化、(同年十月十三日)

(100) 欲營土木之成功、望請天裁、准先例、早被下宣旨者、將勵營之節矣、仍注事狀謹解、(寛治三年四月廿七日)

(101) 次進着座、乘尻纏頭如常、此間日暮、五番自以後停止矣。(同四年四月廿日)

これら四例は「動詞十矣」型、及び「助動詞十矣」型であり、九暦の頃よりも用法が狭められている。そして、その「也」字に対する数量比も、御堂閣白記を除けば前代の資料よりも極めて低いとされよう。この傾向は、高山寺本古往来に於いて更に強く、

「動詞十矣」型として、

(102) 勘當ニ處セ「不者、生前」之「幸、尤」之「ニ在リ矣」
(60)

の僅か一例を有するのみである。しかも、この例は不説であり、この場合、将門記同様確実に「ナリ」訓とは対応していない。

このように、和化漢文資料の「矣」字は、上代に於いては比較的広汎であった承接機能が、先ず第一に名詞承接を失うことより始めて、徐々に動詞の類へと狭められ、更に数量的にも減退する様相を呈していることが理解される。

これは「也」字が承接の種類はさして変わらないながらも、名詞と強固に結びつくことにより、その数を増大させることと極めて強く関連付けられることである。従って「矣」字がその用法、機能を縮小させて行くのに対し、「也」字は相対的に拡大されると考えることができよう。

以上、和化漢文資料に於ける「也」、「矣」字の用法を史的に検討して来た。但し、取り扱った資料が量的にも、文章の性格としても限定されるため、広く和化漢文全体にまで言及できない部分が残ったが、文末の指定の助字が、次第に「也」字に偏りを見せ、て来ることの一端は示し得たと考える。

四 むすび

ここで、日本靈異記古写本間の異同と、和化漢文資料に於ける用字史との關係をまとめてみる。

日本靈異記に於ける文末の助字は、説話末尾の定型表現「是奇異之事十助字」型、「其斯謂之十助字」型の二型を規準として考えた場合、十世紀初頭の写本である興福寺本では、(44)の用例以外は総じて「矣」字であった。これは、九世紀初頭成立の原撰本の形態と推定せられる。

これに對して、院政・鎌倉時代の写本、すなわち、來迎院本・真福寺本・前田家本・国会本の四本には、「矣」字を「也」字とする傾向が看取された。而して、後世の写本には、定型表現以外にもその傾向が見られることが推定される。

この様相は、先述の和化漢文用字史上の検討の結果と歩を一にしていると考えられ、従つて、ここに日本靈異記古写本間の異同「也」「矣」兩字の關係を、「矣」字から「也」字の方向として、和化漢文用字史上に位置付けられるのである。日本靈異記に於けるこの方向は、「矣」字が「也」字と極めて類似す

る文例に使用されるがために、用字史上での「也」字への移行を受け入れ易かったことに原因があらう。又、來迎院本に見られる、定型表現内での名詞・動詞の承接による弁別様の現象は、国語史上へこの場合、特に用字史への変化を、過渡的に具現化したものと考えられる。

以上、日本靈異記の文末の助字「也」「矣」字の異同を基点として、和化漢文資料の兩字を史的に辿つてみた。そして、その中に異同の状況をほぼ定め得たと思う。しかし、資料とした和化漢文諸資料にも靈異記に存するものと同様の影響が存在することが推測され、実際には複雑に錯綜した問題が残っている。つまり、和化漢文と正格漢文とは、それぞれ原本と転写本との關係があるのであつて、用字史を明らかにするためには、それら兩者相互の漢字用法を検討しなければならぬのである。従つて、今後先ずは原本、或いはそれに近い写本を資料とし、併せて、正格漢文資料に於いて検討するという方向を採る必要がある。

更に、日本靈異記の定型表現以外に於ける兩字の検討、和化漢文資料各々の文章の性格の考慮、或いは、他位相の言語との照合等、保留した問題もあり、

これらの解明も急務である。

一方、「セ」、「矣」字と共に文末の指定の助字である「焉」字は、私の取り上げた資料内では、上代資料と後二條師通記の他は例を見なかった。それにもかかわらず、日本靈異記では、真福寺本と前田家本とに「焉」字を「矣」字とする異同例が一例ずつ存するに過ぎず、他は何れかの本文に欠如するためのものである。「セ」字との混用例は見当らない。

従って、「焉」字をはじめとする他の文末の助字との関係も詳らかにする必要があるが、如上の課題の究明は爾後の研究に俟ちたい。

尚、文末の助字を古字書の記載に検してみると、「哉」、「耳」字等が色葉字類抄、類聚名義抄に共通訓を有すが、「セ」、「矣」、「焉」字には異なりが見られる。すなわち、黒川本色葉字類抄には、

也ナリ焉矣恰^上同 (辞字、中³⁶ス)

の如く、「ナリ」訓として右の三字が掲げているのに対し、観智院本類聚名義抄では、「セ」字に「ナリ」訓を有するのみで、他の二字は、

矣ホイ (僧中³³ス)

矣^{千紀ノ語}ナリ (佛下末³⁴6)

焉^{於延メコロニキムイカム}イツシ^ナ (佛上⁷⁶1)

のように記載されるに過ぎず、文末の助字としての定訓はない。これらの事實は、先述の結果の傍証となると共に、反って古字書の依拠資料、成立年代等にも考及する可能性を含んでいる。

〔注〕

(1) 拙稿『来迎院本日本靈異記』に於ける「并」字と「並」字の用法 (鎌倉時代語研究 第2輯・昭和五十四年三月)

(2) (3) 『漢語文典叢書』第一卷 (昭和五十四年・汲古書院)

(4) この「欠」の略号は、その本文に句、文、説話の単位で欠如するものを指し、又「ナシ」はその漢字一字が欠如することを指すの原則としている。

(5) 日本靈異記は、冥報記や金剛波若釋集験記などの影響を蒙っていることは周知の事實であるが、長治二年点冥報記には、「怪異 (四ウク) (廿ハウ6)」、

「不可思議也 (廿七オ6)」、石山寺本

金剛波若經纂驗記には「奇異香氣(之)」「其靈異(64)」「波若之力其大矣哉

(14)」「同黒板本には「是亦波若靈驗也(二、99)」等の、表現意図に關わると思われるものが拾われる。

これらには「奇異」は一例しかなく、説話末尾も必ずしも「矣」字ではない。しかし、日本靈異記は右の如きものを基本として強調することを意図すると考えられ、「矣」字の存在は十分予想される。

(6)

「せ」字については、真福寺本の「せ」字に對して楊守敬本が「已而(甲8)」「故云々(甲16)」とする二例で、「矣」字は、前者が「矣」字であるのに対し、後者が「歟(甲9)」とする一例が主なものである。この他の異同は、凡て何れかの本文に欠如するものであり、釋門記の二本に大きな異同はない。

(7)

「せ」字の訓について「ぞ」と「なり」の消長(「国語国文・昭和三十年二月号」)

(8)「文学研究」4輯(昭和三十一年三月)

〔付記〕

本稿は、昭和五十四年度広島大学提出の修士論文の一部を、改稿・補訂したものである。稿を成すに際し、小林芳規先生には終始一貫した懇切な御指導を賜わった。又、鎌倉時代語研究会の諸先生、諸学兄をはじめ、多くの方々から貴重な御教示・御助力を戴いた。上の方々に記して厚く御礼申し上げる次第である。

(昭和五十五年三月三日)